

中環審第1243号
令和4年9月9日

環境大臣
西村 明宏 殿

農林水産大臣
野村 哲郎 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の変更
について (答申)

令和4年5月18日付け諮問第571号により中央環境審議会に対してなされた
「特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の変更に
ついて (諮問)」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を
得たので、答申する。

特定外来生物被害防止基本方針（変更案）

（答申）

令和4年9月9日

中央環境審議会

特定外来生物被害防止基本方針（変更案）

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

1 背景

野生生物の分布は、地形、気候など様々な条件によって制限されている。こうした制約条件の下に進化の過程が進行し、種が分化し、地域に固有の生物相が形成されてきた。地域に固有の様々な生物が相互に作用し合うことにより成り立っている生態系は、外部からの生物の導入（意図的又は非意図的のいずれであるかを問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）外へ移動させること。時期は問わない。）に対して脆弱な面を有している。特に島国で独特の生物相及び生態系が形成されている我が国においては、このような面が典型的であることを踏まえて、我が国の生物多様性の保全を図る必要がある。

近代以降、人間活動の発展に伴い人及び物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から、本来その生物の有する移動能力を超えて導入される生物が増加している。

このような生物の中には、家畜、栽培植物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種等様々な用途に利用され、長い時間をかけての生活及び文化への浸透・共存や、産業利用等、様々な積極的役割を果たしてきたものもある。一方、それまで存在しなかった生物がある地域に人為的に持ち込まれると、その生物に対する防御機能を有していない在来生物が捕食、駆逐されるなどにより、持ち込まれた地域の生物多様性が大きく変質してしまう場合がある。そのような例が、我が国を始め世界各地で報告されており、また、人への危険性を有するものや農林水産業に被害を及ぼすような事例も見られている。

導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種又は変種を含む。）（以下「外来種」という。）による生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害の問題は、一般的に外来種の問題として認識されている。

国際的にも生物多様性条約第8条（h）において、侵略的な外来種への対応の必要性が位置付けられ、同条約の第6回締約国会議で採択された「生態系、生息地、種を脅かす外来種の予防、導入、影響緩和のための指針原則」において、予防的な観点に立って、予防（侵入の防止）、早期発見及び早期対応（定着の防止）並びに根絶、封じ込め及び被害の低減を図ることが重要であるとされている。

平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「本法」という。）では、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を「外来生物」とし、外来生物であって在来生物（我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物をいう。以下同じ。）とその性質が異なることにより生態系、人の生

命・身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」と定義した。さらに、平成 25 年 6 月に成立した「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 38 号。以下「平成 25 年改正法」という。）においては、「外来生物」について、「その生物が交雑することにより生じた生物を含む。」こととした。本法は、特定外来生物による我が国の生態系等に係る被害を防止すること等を目的としている。

なお、平成 25 年改正法により、上記のほか、特定外来生物が付着又は混入（以下「付着等」という。）をしているおそれがある輸入品等の検査や特定外来生物が付着等をしている輸入品等の消毒又は廃棄の命令等が新たに規定された。

平成 25 年改正法の施行から 5 年以上が経過したことから、令和 3 年 8 月から中央環境審議会において、本法の施行状況等について検討が行われ、令和 4 年 1 月に同審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対し、今後講ずべき必要な措置について答申がなされた。この答申を踏まえ、令和 4 年 5 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 42 号）が成立し、公布された。本改正により、a) 特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものについて「要緊急対処特定外来生物」として指定できることとし、要緊急対処特定外来生物が存在し、若しくは付着等をしている物品等の消毒又は廃棄を命ずることができること、b) 政令で特定外来生物の種類を指定して、当分の間、一部の規制を適用除外にできること、c) 定着した特定外来生物については、地域ごとに分布状況や被害の状況が多様であること、地方公共団体による防除の実績が蓄積してきたこと等を踏まえ、都道府県や市町村（特別区を含む。以下同じ。）の取組を強化し、地域ごとの実情に応じた柔軟な対応を可能とするため、都道府県においては必要な措置を講ずること、市町村においては必要な措置を講ずるよう努めることとし、国はこれらの対策を支援するなど、各主体の責務規定を創設するとともに、都道府県が行う防除について国の確認手続を不要とすること等が新たに規定された。

2 課題認識

外来生物の中には、在来生物の捕食若しくは採食、踏み付けによる自然植生への影響、競合による在来生物の駆逐、土壌環境のかく乱、在来生物との交雑による遺伝的なかく乱等の生態系への被害、かみつき、毒等による人の生命・身体への被害若しくは農林水産物の食害等による農林水産業への被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものがあり、このような外来生物への対策が必要となっている。

外来生物による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物が個体数を急激に増加させることなどによりその影響が更に大きくなる可能性がある。このため、そ

のような外来生物については我が国へ不必要に導入されることのないよう生物多様性条約の考え方を踏まえて対応することが重要であり、飼養その他の取扱いに当たっても、野外に遺棄又は逸出をすることのないよう適切な管理が行われる必要がある。

また、このような外来生物による被害又はそのおそれ在新たに確認された場合には、緊急に当該外来生物の防除の措置を講ずることが必要であり、既にまん延して被害を及ぼしている外来生物については、計画的に防除を行うことが必要である。

3 被害防止の基本的な方針

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物が問題を引き起こすのは、当該外来生物が意図的又は非意図的に野外へ遺棄又は逸出をされることに起因している。このため、第一義的には野外への遺棄又は逸出を予防することが重要であり、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、国内における適正な管理が確保された者以外にはその飼養、栽培、保管若しくは運搬（以下「飼養等」という。）又は輸入を認めない（本法附則第5条第1項の規定により、特定外来生物の取扱いに関する特例を定めた場合を除く。）。

特に、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるものについては、その拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があることから、こうしたものを要緊急対処特定外来生物として指定し、通関後も含めた物品等、土地又は施設の検査、要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等をしている物品等又は施設（移動施設に限る。）の移動の制限又は禁止の命令、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための事業者がとるべき措置に関する指針の策定等を実施し、重点的に被害を防止する。

特定外来生物に該当するか否かの知見がなく、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物については、未判定外来生物として指定し、おそれがあるか否かを判定するまで輸入制限を実施する。

野外に遺棄又は逸出をした特定外来生物については、分布が拡大する前に早期に防除することが被害を防止する上で効果が高い。特定外来生物を早期に発見し、早期に対処するため、監視等に努める。

既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度及び必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の防除を計画的かつ順応的に実施する。防除の実施に際しては、地域の生態系に悪影響を及ぼすことのないよう配慮する。

外来生物の中には様々な用途で利用され、例えば国土保全又は食料の安定供給に貢献しているものもあり、特定外来生物としての規制を検討する際に、その役割について考慮することが必要である。

特定外来生物の我が国への導入から被害発生までの間には様々な関係者が関わっており、被害を効果的に防止するためには、広く国民の理解と協力が重要である。ま

た、外来生物には、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある一方で、導入の時期、他法令上の措置、様々な用途での利用状況等を勘案した結果、特定外来生物への指定による規制になじまない外来生物も存在する。これらも踏まえ、予防的観点に立ち、特定外来生物に指定されていない外来生物も含めて適切な行動が図られるよう、国民の認識と理解を深め、多様な関係者がそれぞれに具体的に何をなすべきかについての普及啓発を推進する。

さらに、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来種として、本法の対象とならない国内由来の外来種（我が国に自然分布域を有しているが、その自然分布域を越えて国内の他の地域に導入された生物種をいう。以下同じ。）等の存在も認識する必要がある。このような、国内由来の外来種も含め、外来種全体の課題として普及啓発や防除の取組を推進することは、本法の目的である我が国の生態系等に係る被害を防止する上で重要である。このため、特定外来生物に指定されていない外来生物や国内由来の外来種等も含めて、我が国の生態系、人の生命・身体若しくは農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種について、こうした情報を収集・整理したリスト（以下「生態系被害防止外来種リスト」という。）を作成する。この生態系被害防止外来種リストの作成・発信を通して、国民に対して外来種の適切な取扱いを呼びかけるとともに、各主体の防除の取組を推進し、防除手法や侵入経路管理手法等に係る研究を後押しするなど、総合的な外来種対策を進める。また、生態系被害防止外来種リストを参考としつつ、既存制度での対応状況及び本法における指定効果を勘案し、特定外来生物を指定する。

さらに、今後の外来種対策の基盤を作る上で不可欠である外来種の分布、生態的特性等に係る基礎的な調査研究及び防除、監視等に係る技術開発を推進することが必要である。その際、外来生物に係る問題が国際的な野生生物の移動に起因していることを踏まえ、外国の政府機関や専門家等との情報交換を行い、外来種に係る科学的な知見の収集に努める。

また、外来種対策を推進させる上では、防除を行う者の防除技術の習得・向上が重要であり、研修会の実施や専門家の派遣など、人材の育成に努める。

4 各主体の役割と連携

(1) 国の役割

ア 外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。具体的には、我が国における外来生物の生息・生育状況及び被害の状況に関する情報並びに知見を定期的に集約するとともに、対策が求められる外来生物を明らかにし、特定外来生物の選定等についての検討を適切に行う。また、外来生物対策の基本的な考え方を整理し、各主体における外来生物対策に係る指針及び国における具体的な行動計画を示すことや生態系被害防止外来種リストを作成すること等により、我が国における外来生物対策を総合的に推進する。

イ 以下の①から③までに掲げる目的のために必要な措置を講ずる。

- ① 我が国における定着が確認されていない特定外来生物のまん延の防止
- ② 分布が一部の市町村に限定されるなど局地的であり、かつ、急激に全国にまん延する危険性が高い場合における特定外来生物のまん延の防止
- ③ 制度上その生物の多様性の保全を国が図ることとされている地域及びその保全を国が図ることとされている種の生息地又は生育地といった生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止

ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体による活動の促進に必要な措置を講ずる。具体的には、①防除マニュアルの作成、専門家の派遣、研修会の実施等の技術的な支援、②地方公共団体等の取組に対する財政的な支援、③地域の関係者の取組の連携（都道府県間の連携を含む。）等を推進する。

エ 外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析、研究の推進その他必要な措置を本基本方針の第7の3に定める事項に沿って講ずる。

オ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際的な連携の確保その他の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際協力の推進に、本基本方針の第7の4に定める事項に沿って努める。

カ 教育活動、広報活動等を通じて、外来生物に関し、国民の知識と理解を深めるよう必要な措置を本基本方針の第7の5に定める事項に沿って講ずる。

(2) 都道府県の役割

ア 当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずる。その際、当該都道府県の区域全体に係る総合的な施策としての外来種に関する内容を規定した条例やリストの策定、必要な予算の確保、早期発見のためのモニタリング、緊急的な防除、近隣の都道府県や当該都道府県の区域内の市町村との役割分担の調整や連携促進等の取組が積極的に進められることが期待される。

イ 当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、国や市町村とも連携しつつ、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するように努める。

(3) 市町村の役割

ア 当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国にお

ける定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために、より地域住民に近い立場として、必要な措置を講ずるよう努める。その際、当該市町村の区域全体に係る総合的な施策としての外来種に関する内容を規定した条例やリストの策定、必要な予算の確保等の取組が積極的に進められることが期待される。

イ 当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、国や都道府県とも連携しつつ、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するように努める。

(4) 事業者及び国民の役割

ア 外来生物に関する知識と理解を深め、外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）を遵守するなど外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力する。

イ 特定外来生物又は未判定外来生物（以下「特定外来生物等」という。）は、あらゆる物品等に付着等をし、拡散するおそれがあることから、物品の輸入、輸送又は保管を他人に請け負わせる者は、当該者から物品の輸入、輸送又は保管を請け負った事業者が、特定外来生物等が付着等をしている物品等に対する検査や消毒又は廃棄の命令、要緊急対処特定外来生物が付着等をしている物品等の移動の制限又は禁止の命令等の本法及び本法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をする。

(5) 関係者の協力

国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物の分布や移動・拡散の特性に応じて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。また、特定外来生物が侵入し、若しくは生育し、若しくは生息している場所又は施設において、国、都道府県、市町村、事業者及び民間団体並びに当該場所又は施設の所有者及び管理者が相互に連携して、当該場所又は施設において、生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。中でも、当該場所又は施設の所有者及び管理者は、当該場所又は施設を適切に管理する責任を有しており、積極的な取組が期待される。

第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

外来生物による生態系等に係る被害を適正かつ効果的に防止するため、外来生物を一様に規制の対象とするのではなく、特に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を適切に特定外来生物に選定する必要がある。

特定外来生物の選定に当たっては、以下の各事項に照らして適当な外来生物につい

て、原則として種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を単位として行うものとし、必要に応じ、属、科等一定の生物分類群（上位分類群）を単位とする。また、交雑することにより生じた生物を特定外来生物に選定する際には、交雑して当該生物を生じさせる外来生物の種の組合せ又は外来生物及び在来生物の種の組合せを単位とし、必要に応じ、属、科等の生物分類群を組み合わせる。

1 選定の前提

- ア 我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外との物流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、原則として、おおむね明治元年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対象とする。
- イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。
- ウ 外来生物のうち、交雑することにより生じた生物には、その由来となる生物との交雑による後代の生物も特定外来生物に含める。
- エ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）や「植物防疫法」（昭和 25 年法律第 151 号）など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入の禁止、飼養等の禁止その他の規制がなされていると認められる外来生物については、特定外来生物の選定の対象としない。

2 被害の判定の考え方

（1）被害の判定

特定外来生物については、以下のいずれかに該当する外来生物を選定する。

- ア 生態系被害防止外来種リストを参考としつつ、生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、①在来生物の捕食、②生息地若しくは生育地又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物の駆逐、③植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊、④交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。
- イ 人の生命・身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、危険の回避や対処の方法についての経験に乏しいため危険性が大きくなることが考えられる、人に重度の障害をもたらす危険がある毒を有する外来生物又は重傷を負わせる可能性のある外来生物を選定する。
なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、人の生命・身体に係る被害には、感染症に係る被害は含まない。
- ウ 農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、単に我が国の農林水産物に対する食性があるというだけではなく、農林水産物の食害等

により、農林水産業に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、農林水産業に係る被害には、家畜の伝染性疾病などに係る被害は含まない。

(2) 被害の判定に活用する知見の考え方

被害の判定に際しては、次の知見を活用し、特定外来生物の選定を進める。

ア 生態系等に係る被害又はそのおそれに関する国内の科学的知見を活用する。

なお、被害のおそれに関しては、現に被害が確認されていない場合であっても既存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を活用する。

イ 国外で現に生態系等に係る被害が確認されており、又は被害を及ぼすおそれがあるという科学的知見を活用する。ただし、国外の知見については、日本の気候、地形等の自然環境の状況及び社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合に活用する。

3 選定の際の考慮事項

特定外来生物の選定に当たっては、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義に、外来生物の生態的特性及び被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制の確保、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手可能性など特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響も考慮し、随時選定していく。

外来生物の生態的特性及び被害に係る科学的知見を踏まえ、特に、予防的観点から有効かつ適切な場合には、種の単位だけでなく、属、科等の単位で選定するよう努める。

生態系等に係る被害を及ぼすことが懸念される外来生物が、我が国で初めて確認された場合又は侵入初期の場合に、海外からの更なる導入、野外への逸出、分布拡大などによる被害を防止するために、飼養等の規制の導入又は緊急的な防除が早急に必要とされる際には、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努める。

また、他の特定外来生物の飼養者の数と比べても相当程度多くの一般の者により飼養されている、野外の生息数が多いことから一般の者であっても容易に捕獲し、飼養することが可能であるなど、我が国におけるその生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況に鑑み、本法第4条及び第7条から第9条までの規定（飼養等、輸入、譲渡し等及び放出等の禁止）を適用することにより、大量遺棄を招いてしまうなど、かえって生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められる特定外来生物については、本法附則第5条第1項に基づき、当分の間、これらの規定の全部又は一部を、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要な条件を付して適用しない。また、選定の際に、適用を除外する規定及び付す条件の内容について併せて検討を行う。「当分の間」については、輸入、販売及び購入の規制や防除によ

る野外の個体数の減少等により飼養者数が減少するなど、この特例措置の適用を解除できるようになるまでの間を想定している。なお、特定外来生物への指定を行う時点で特例措置の適用期間を確定することが難しい場合には、特定外来生物の指定後にその生息又は生育の状況や飼養等の状況等を注視しつつ適用除外を解除する時期の検討を行う。また、適用を除外する規定及び付す条件の内容やこれらの規制がなされた際の当該特定外来生物の取扱いの方法について、国民に広く周知し、理解を得ることが必要である。

なお、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにする。

4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取

(1) 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

ア 生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者の意見を聴く。

イ 学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植物等の生物の分類群に対応するよう留意する。

ウ 特定外来生物の選定に際しては、当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に意見を聴くことができるよう、最も関係の深い分野の学識経験をあらかじめ登録しておくなど、必要に応じて意見を聴くことができる体制を構築する。

エ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング、委員会形式での学識経験者間の意見交換等、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討する。

オ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集するとともに、当該生物を利用する者等関係者の意見を聴取することを検討する。

カ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

キ 本法附則第5条第1項に基づき、当分の間、本法の一部の規定を適用しないこととした特定外来生物について、適用除外を解除する場合は、学識経験者の意見を聴く。

(2) パブリック・コメント手続

学識経験者の意見を聴いて作成した特定外来生物の選定案については、「行政手続法」(平成5年法律第88号)に基づく意見提出手続(パブリック・コメント手続)を実施し、提出された意見及び情報を考慮した上で特定外来生物を指定する。

(3) WTO通報手続

特定外来生物の指定に当たっては、世界貿易機関(WTO)・衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に整合するよう、WTO加盟国への通報手続を行い、特定外来生物の指定を的確に進める。

第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

特定外来生物による被害の多くは、一部の者が不適切な管理のもと飼養等をした結果、遺棄又は逸出によって野外に放たれることに起因している。

このため、特定外来生物の飼養等、輸入又は譲渡し若しくは譲受け若しくは引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）は原則禁止とし、適切な飼養等を行うことができるものと認められる目的、施設、方法等の要件を満たしている者に限り主務大臣による許可をもってその国内での飼養等を認める。また、特定外来生物の野外への放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）についても原則禁止とし、防除技術の開発など、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣による許可を受けた場合には、放出等を認める。あわせて、防除手法として不妊化した特定外来生物を大量に放出等を行うことが効果的な場合など、本法第3章の規定による防除に係る放出等については、主務大臣等（主務大臣及び国の関係行政機関の長）若しくは都道府県が公示を行って実施する場合、市町村が本法第17条の4第1項の確認を受けて防除を実施する場合又は国及び地方公共団体以外の者が本法第18条第1項の認定を受けて実施する場合に限り、放出等を認める。

1 飼養等の許可の考え方

（1）特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合

特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合としては、本法に基づく防除に伴う行為など許可を受けずとも特定外来生物の遺棄又は逸出の防止が図られている場合、災害時において緊急に対処すべき場合、違法飼養個体の押収など公的機関がその職務を遂行するために必要な飼養等であって、許可手続を経る時間的余裕がなく、かつ、その取扱いが適正と認められる場合等に限る。

（2）飼養等の目的

学術研究のほか、展示、教育及び許可規制を行うことで遺棄又は逸出に対して十分な抑止力が働く生業の維持などの場合に限り、飼養等の許可の対象とする。

なお、これまで安易な飼養等により遺棄又は逸出がなされ、外来生物が野生化して生態系等に係る被害を及ぼしている例がある愛玩目的の飼養等については、特定外来生物の指定の際、現に飼養等をしている個体を継続して飼養等をする場合であって、かつ、繁殖を行わない場合に限り、許可の対象とする。

（3）特定飼養等施設の施設基準

特定外来生物の逸出を防止するために必要な施設の基準を定める際には、原則として、次の考え方による。

ア 特定外来生物の逸出を防ぐ構造及び強度とすること。

イ 人の生命・身体に危害を及ぼす外来生物については、第三者が容易に特定外来生

物に接触できない構造及び強度とすること。

(4) 許可条件

飼養等の許可に当たっては、特定外来生物の遺棄又は逸出を起こさない適正な取扱いを確保するため、必要に応じ、許可の有効期間、特定飼養等施設で取り扱うことのできる特定外来生物の数量の制限、譲渡し等に係る届出等について条件を付す。

(5) 飼養等の方法

許可者に対し、次の方法に従った飼養等を義務付ける。

ア 特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

イ 許可を受けていることを明らかにするため、マイクロチップ、タグ、脚環、標識、写真等生物に応じて技術的に可能な方法での識別措置を講ずること。

ウ 許可された特定外来生物の飼養等について繁殖が認められる場合にあっては、みだりに繁殖させることにより特定外来生物の適正な飼養等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、当該生物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うこと。また、その繁殖を制限させるための措置又は施設への譲渡し等については、当該生物の生理、生態等を勘案し、適切に講ずること。

(6) その他

国は、愛玩等の目的で飼養等をされていた特定外来生物の遺棄又は逸出を起こさないため、関係機関の連携の下、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発等に努める。

2 個体の処分

特定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年7月総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う。

3 輸入の禁止

許可を受けていない者により特定外来生物を我が国へ導入させることがないようにするため、関係府省で連携して輸入の禁止の徹底に努める。

4 譲渡し等の禁止

譲渡し等の禁止の例外として主務省令で定める場合は、許可者同士が許可の範囲内で譲渡し等をする場合、本法に基づく防除に伴う行為など許可を受けずとも特定外来生物の遺棄又は逸出の防止が図られている場合、災害時において緊急に対処すべき場合又は公的機関に対する譲渡し若しくは引渡しに該当する場合で飼養等の許可手続を経ることが事実上不可能なやむを得ないときに限る。

5 放出等の許可の考え方

特定外来生物による被害を防止する上で最も重要なことは、特定外来生物の遺棄又は逸出を防ぐことであり、特定外来生物の放出等を原則禁止とする本法第9条の規定の実効性の確保には最大限配慮する必要がある。特定外来生物を取り扱っている者がその管理を放棄し、野外への放出等をする行為は、生態系等に係る被害を及ぼす危険が高くなるため原則禁止とするが、防除技術の開発のための生態、行動形態等の解明等、防除の推進に資する学術研究の目的で放出等をする場合には、例外として主務大臣が許可をすることができる。ただし、この場合であっても、当該放出等により生態系等に係る被害を拡大させることがないよう、一定の要件を満たす必要がある。

なお、既に野外に存在することで飼養等又は譲渡し等に係らない特定外来生物を捕獲又は採取をした直後にその場で放出等をする行為は本法第9条の対象とはならないが、捕獲後又は採取後の特定外来生物の飼養等、譲渡し等又はそれらに係る放出等については、引き続き本法の規制が適用されることに留意する。

(1) 許可の目的

防除の推進に資する学術研究の目的で行う場合に限る。

(2) 許可の基準

放出等により生態系等に係る被害を拡大させることがないよう、許可に際して必要な基準を定める際には、原則として次の考え方による。

ア 当該放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

イ 当該放出等を行う土地又は水面の所有者、管理者及び占有者（以下「土地の所有者等」という。）の同意を得ていること。

ウ 当該放出等の目的である学術研究の計画が適正なものであり、防除の推進に資する成果が見込まれるものであること。

エ 当該放出等に伴い、飼養等を行う場合には、当該特定外来生物に係る本法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受けている、又は許可を受ける見込みがあること。

(3) 許可条件

放出等の許可に当たっては、生態系等に係る被害を防止するため、必要に応じ、許可の有効期間、放出等を行うことができる特定外来生物の数量の制限、放出等に係る届出等について条件を付す。なお、許可の有効期間及び放出等を行うことができる特定外来生物の数量については、被害を防止する観点から必要最小限とする。

(4) その他

許可者に対し、次の事項を遵守させる。

- ア 放出等をするときは許可証を携帯し、求められた場合にはいつでも提示できるようにすること。
- イ 放出等に伴い、当該特定外来生物の飼養等を行う場合には、別途本法第5条第1項に基づく飼養等の許可を受け、かつ、定められた方法により飼養等を行うこと。
- ウ 当該放出等を行う土地の周辺であり、当該放出等により、当該特定外来生物が移動し、又は分散すると想定される範囲の土地の所有者等に周知し、理解を得るよう配慮すること。
- エ 放出等を行う特定外来生物が鳥獣であって、放出等を行う個体を確保するために鳥獣を捕獲する場合は、本法第3章に規定する防除として行うか、又は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく捕獲許可を受けること。

6 立入り等

(1) 許可者に対する立入り、指導等

本法の規制の実効性を確保するため、関係機関と連携して立入りの徹底などにより飼養等その他の取扱いの状況に関する情報収集に努め、指導監督の強化を図る。また、放出等の許可についても、不適切な方法で特定外来生物の放出等をした場合は、生態系等に係る被害を及ぼす危険性が高いことから、報告徴収又は立入りなどにより状況把握に努め、指導を徹底する。

また、不適切な飼養等又は放出等がみられ、生態系等に係る被害の防止のために必要な場合には、措置命令又は許可の取消しを行う。

(2) 許可なく法律の規定に違反した者に対する立入り等

許可なく、飼養等、譲渡し等又は放出等をした者を確認した場合には、立入り等により状況を把握するとともに、不適切な管理による生態系等に係る被害が発生しないよう、必要に応じて、飼養等の中止、放出等をした特定外来生物の回収等を命ずる。

第4 国及び地方公共団体等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

特定外来生物については、①指定時に既に野外等に存在する場合、②指定後、野外へ遺棄又は逸出をされることにより、生態系等に係る被害を及ぼすおそれが生じる場合が考えられることから、本基本方針の第1の4に定める各主体の役割と連携に沿って、また、相互に連携・協力を行いながら、必要に応じ、特定外来生物の防除（捕獲、採取、殺処分、被害防止措置の実施等）を行う。防除の実施に当たっては、本法、鳥獣保護管理法その他の関係する法令の規定を遵守するとともに、住民の安全及び生物多様性の確保のため適切な方法で行わなければならない。具体的には以下1から3までに掲げる内容に即して行う。

その際、既に野外等に存在する場合には、計画的な防除の取組が必要であるとともに

に、新たに遺棄又は逸出をしたものについては緊急の取組が必要であることに留意する。また、特定外来生物の防除はそれ自体が目的ではなく、生態系等に係る被害を防止し、生物多様性の確保、人の生命・身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とすることを認識する必要がある。

各主体が防除を行う場合には、地域の状況を踏まえつつ、かつ、関係者と連携を図りながら、科学的知見に基づき適切に防除を実施する。

なお、防除の実施に当たっては、防除に係る費用及び人員を有効に活用するため、費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進する。

1 防除の原則

防除を行う者は、本法、鳥獣保護管理法その他の法令の規定を遵守するとともに、住民の安全及び生物の多様性の確保のため、以下に掲げる適切な方法により防除を行わなければならない。

ア 防除の実施に当たっては、設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保など錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講ずるものとし、また、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をする。

イ 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。以下同じ。）には、捕獲器具等ごとに、防除実施主体又は従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行う。ただし、捕獲器具等の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあつては、捕獲器具等を設置した場所周辺に立札等の方法で標識を設置する方法によることもできる。

ウ 捕獲個体等は防除実施主体の責任のもと、適切に処分することとし、個人的な持ち帰り及び野外への放置のないようにする。

エ 捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、従事者の心理的負担軽減や効率的な防除の観点にも留意しつつ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う。

オ 既に国土保全等において大きな役割を果たしている特定外来生物については、当該特定外来生物の果たしている役割を考慮し、防除の実施に際して関係者と十分調整を図る。

カ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、次の事項に留意する。

- ① 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮すること。
- ② 狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。
- ③ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少

ない状況において使用する場合については、この限りではない。

- ④ わなを設置する際には、防除対象以外の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの形状や設置場所に留意すること。また、防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生を遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。

キ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、国や都道府県の防除に際しては、3（3）「防除の確認・認定の基準」に定める事項に配慮して実施するものとする。

2 防除の公示に関する事項

（1）防除の主体及び公示の方法

防除の公示は、国が本法第 11 条第 1 項の規定による防除を実施する際又は都道府県が本法第 17 条の 2 第 1 項の規定による防除を実施する際に、国又は都道府県が実施する防除の内容について公示する。また、市町村が本法第 17 条の 4 第 1 項の確認を受けて防除を実施する際又は国及び地方公共団体以外の者が本法第 18 条第 1 項の認定を受けて防除を実施する際は、主務大臣が当該防除の内容について公示する。都道府県については、隣接する都道府県間など広域で連携して防除を行う場合には、共同での公示も行うことができる。国が防除の公示を行う場合は、関係都道府県の意見を聴いて行う。防除の公示は、国民に迅速かつ広く知らせることができるよう、インターネット等の手段を活用して行う。都道府県が防除の公示を行う場合は、都道府県から国へ通知を行うとともに、全国の本法に基づく防除を一括して閲覧できるようにするため、国はホームページなどを活用してこれを広く公表する。また、国及び地方公共団体が共同して防除を行う場合には、国が本法第 11 条第 2 項第 4 号に基づき当該地方公共団体の名称を、都道府県及び市町村が共同して防除を行う場合には、都道府県が本法第 17 条の 2 第 2 項第 2 号に基づき当該市町村の名称を、それぞれ公示することにより、国又は都道府県が防除の公示を一括して行うことができる。この場合には、国又は都道府県は、当該地方公共団体又は当該市町村の同意を得る必要がある。当該同意については、書面、電子メール等当事者間で定める方法により、行うことができる。

（2）防除を行う区域及び期間

防除区域は、現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物による被害が今後生じるおそれがある地域を設定する。ただし、全国的に広くまん延している場合など、必ずしも区域が特定できない場合には全国又は広範な地域を対象に防除の区域を定める。

防除期間としては、当該区域において被害の発生を防止するために必要な期間を定める。

なお、被害を受けている地域が広がるおそれが生じたり、防除が長期間にわたる可

能性が高い場合には、適宜防除の効果を評価し、必要に応じ区域の変更、期間の延長等を行う。

(3) 防除の内容

防除の公示では、(1) 及び (2) のほか、次の内容を定める。

ア 防除の目標

防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と予想される被害の状況を勘案し、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標を設定する。

イ 防除の方法

防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにするとともに、捕獲等をした個体の取扱いの方法についても明らかにする。

なお、放出等による防除の方法を定める場合は、以下の事項を満たす方法とする。

- ① 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。
- ② 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。
- ③ 放出等をされた個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が、高いことが明らかであること。

3 防除の実施に関する事項

特定外来生物の防除の実施に際しては、被害の状況に応じて最適な防除の方法を採用することが重要である。人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性又は繁殖力が強い特定外来生物が発見された場合等には、緊急的に防除を実施することが必要である。一方、既に広範囲にまん延して生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、優先的に防除を進めるべき地域や手法を考慮し計画的に防除を進めることが必要である。また、防除を必要とする原因となった行為をした者が存在するときは、法第16条(第17条の2第5項、第17条の4第4項で準用される場合を含む。)において原因者負担が規定されていることを踏まえ、国又は地方公共団体は、当該原因者に対し、防除に要した費用について求償することを原則として適切に対応することが必要である。

(1) 緊急的な防除の実施

人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性の高い特定外来生物が発見された場合等には、緊急的に防除を実施することが必要である。このため、国又は都道府県は関係行政機関又は関係地方公共団体と連絡調整の上、速やかに防除の公示を行い、連携を図りつ

つ防除を実施する。また、市町村においても、被害の発生状況等の実情を踏まえ、防除を実施するよう努める。

(2) 計画的な防除の実施

(1)により、緊急的な防除を行ったとしても国内からの根絶又は地域的な根絶ができない場合や、既に広範囲にまん延して生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、国、地方公共団体、民間団体、土地及び施設の所有者及び管理者等の関係者が連携して計画的に防除を進めることが必要である。その際には、防除の目標、区域、期間、方法、実施体制等を防除の対象ごと、地域ごとに具体的に定めた防除実施計画を策定し、防除開始後もモニタリングを行い、その結果を防除実施計画の見直しに反映するなど柔軟な防除の実施に努める。特に、鳥獣の特定外来生物の対策を行う場合は、鳥獣保護管理法に基づく狩猟や被害防止目的での捕獲と連携することが重要である。

また、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標を設定し、防除を円滑に行うため、防除を行う者は、可能な限り次の手順で防除実施計画を作成し実行する。

ア 協議及び検討の場の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら防除を実施するため、学識経験者、関係行政機関、自然保護団体及び地域住民のほか、必要に応じて農林水産業団体、狩猟者団体等から成る協議のための場を設け、防除実施計画の作成、実施方法についての検討、防除活動の評価等を行えるようにする。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から防除実施計画の実施可能性及び実施状況を分析・評価するための検討の場を、別途設ける。

イ 関係行政機関等との連携

特定外来生物が森林、農地、河川、海岸等様々な生態系に分布する場合又は行政区界を越えて分布する場合があることを踏まえ、国の関係行政機関又は関係地方公共団体と十分調整し、必要に応じて連携を図る。その際、特に、森林、河川、海岸等で関連する計画が既に策定されている場合は、当該計画との整合性を図る必要がある。

ウ 土地の占有者等との調整

防除を行う地域の土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者（以下「土地の占有者等」という。）に対しては、防除の内容を説明し、可能な限り理解を得る。

また、本法第13条第1項に基づき、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報を収集するための調査に必要な限度において、他人の土地又は水面への立入りを行うことが可能である。本法第13条第1項の規定は、特定外来生物の防除の実施に伴わない特定外来生物の生息又は生育の状況の調査目的での立入りを可能とするものであるが、客観的状況に照らして

特定外来生物が存在するおそれがあると認められない場所への立入りや当該調査目的に必要な範囲を超えた立入りを認めるものではなく、当該調査に必要な限度に限り土地又は水面への立入りを認めるものである。また、本法第13条第1項に基づく立入りは、本法第13条第2項に基づく防除の実施の際の立入りと同様に、土地の占有者等に対して、当該調査の内容を説明し、可能な限り理解を得る。

なお、防除を行う地域の土地の占有者等が知れない、又はその所在地が不明なことにより、防除を行えない地域があることで、当該地域が特定外来生物の供給源となるなど、防除の推進に支障がある場合は、本法第13条第5項に基づき手続を行う。

エ モニタリングの実施

特定外来生物の存在状況、特定外来生物による被害の状況等についてモニタリングを行い、防除実施計画の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に反映させる。

オ 実施体制の整備

防除を適切かつ効果的に進めるため、地域の関係者が一体となった防除の実施体制を整備するとともに、必要に応じて地域の大学、研究機関及び専門家との連携に努める。

また、防除を実施していく上で、地域住民の理解及び協力が不可欠であることから、特定外来生物の被害に関する情報、被害予防についての方策などの普及啓発を促進する。

(3) 防除の確認・認定の基準

防除の確認・認定の基準は、本法第17条の4第1項に基づき主務省令で定める。その際には、原則として次の考え方による。

ア 防除を行う主体は、原則として、以下の要件を満たす者とする。

- ① 緊急的に対応する防除を除き、防除実施計画を策定し、当該防除実施計画を実行する財政的及び人力的能力を有していること。
- ② 被害の発生地域の地理及び特定外来生物の存在の状況を把握している者が含まれていること。
- ③ 特定外来生物が鳥獣の場合には、原則として使用する猟具に応じた鳥獣保護管理法の狩猟免許を有する者が行うこと。

なお、従事者が適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有している団体による防除については、免許非所持者を含めることができる。

- ④ 従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備することができること。

イ 防除の実施の際には、確認又は認定を受けていることを証明する書類を携帯するとともに、原則として、捕獲等を行う区域における安全の確保及び静穏の保持を行うとともに、地域の生態系へ支障がないよう配慮する。

ウ 放出等による防除の方法を定める場合は、以下の事項を満たす方法とする。

- ① 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。
- ② 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。
- ③ 放出等をされた個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が、高いことが明らかであること。

エ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

4 その他

防除の認定を受けた防除において、その防除を目的とする特定外来生物の放出等が、本法第 17 条の 4 第 1 項の主務省令で定める基準に即して行われておらず、生態系等に係る被害の拡大のおそれがある場合は、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずる。

国は、国以外の者が行う取組を促進するため、地方公共団体等と連携して、特定外来生物の分布情報（侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報を含む。）及び効果的な防除手法等に係る情報を収集し、それらの情報の共有、防除技術の開発、防除体制の整備等に努める。

第 5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項

飼養等の許可を受けている者がその許可に係る特定外来生物を輸入する場合を除き、特定外来生物の輸入は禁止されているが、輸入品又はその容器包装（当該輸入品につき「関税法」（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定による輸入の許可を受ける前のものに限る。以下「輸入品等」という。）に特定外来生物等が非意図的に付着等をしていることがある。特定外来生物等の非意図的な導入を防ぐために、輸入通関時に輸入品等若しくは当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の検査、関係者への質問又は必要な最小量の輸入品等の集取（以下この第 5 及び第 7 において「検査等」という。）を行う。

また、当該検査において要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物の付着等が確認された場合に、当該生物の拡散等による生態系等に係る被害の発生の防止のために必要な限度において、当該輸入品等又は当該施設（移動施設に限る。）の移動の制限又は禁止を命ずる。

くわえて、当該検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、特定外来生物等の付着等が確認された場合には、確実に導入を防ぐために、当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設の消毒若しく

は当該輸入品等若しくは当該施設の廃棄を命ずる。

なお、輸入品等の通関に当たっては即時の対応が求められることが多く、また、特定外来生物等の逸出を防止する観点からも、検査等、移動の制限及び禁止の命令並びに消毒及び廃棄の命令の手続については速やかに行うように努める。

1 特定外来生物等が付着等をしているおそれのある輸入品等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の検査等に係る事項

植物防疫所、税関等の輸入通関時の検査において特定外来生物等と疑われる生物の付着等が確認された場合、輸入品等の所有者又は管理者から特定外来生物等の付着等の情報があった場合、過去の付着等の実績等を考慮して特定外来生物等が頻繁に付着等をしているなど非意図的な導入の危険性が非常に高い輸入品等である場合等、特定外来生物等が付着等をしているおそれがある輸入品等があると認める場合は、特定外来生物被害防止取締官が、当該輸入品等の所在する土地又は施設に立ち入り、当該輸入品等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の検査等を行う。

なお、特定外来生物等が付着等をしている危険性が非常に高い経路、品目等、特定外来生物等の導入経路に係る情報の収集に努める。

2 要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、又は付着等をしている輸入品等又は当該輸入品等の所在する施設の移動の制限又は禁止に係る事項

(1) 移動の制限又は禁止の基本的な考え方

本法第 24 条の 2 第 2 項の規定は、検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設に限る。以下この 2 において同じ。）に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、又は付着等をしているときに適用される。具体的には、当該輸入品等又は施設に何らかの生物が存在し、又は付着等をしていることが確認でき、かつ、主務大臣がその職員により当該生物を撮影した写真や採取したサンプルを簡易的に目視等により確認し、要緊急対処特定外来生物に該当する特徴が確認できる場合、写真やサンプルのみでは要緊急対処特定外来生物の疑いが排除できないといった理由により当該生物が要緊急対処特定外来生物である疑いがあることから要緊急対処特定外来生物であることについて専門家による同定が必要と主務大臣が判断した場合等に適用される。

また、本法第 24 条の 2 第 2 項の規定による輸入品等又は施設に対する移動の制限又は禁止の命令は、当該生物が要緊急対処特定外来生物であることの同定作業を開始し、その結果が判明するまでの間に、当該輸入品等又は施設を所有し、又は管理する者に対し、当該要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物の拡散等により、当該生物による生態系等に係る被害の発生を防止するために必要な範囲に限って行う。なお、当該生物の同定作業の完了前に、当該生物を消毒等により十分に取り除く等の当該生物による生態系等に係る被害の発生を防止するための十分な措置が講じられたことが確認できた場合には、移動の制限及び禁止の命令は行わない。

(2) 命令の手續及び基準

移動の制限及び禁止の命令の手續及び基準を定める際には、原則として次の考え方による。

- ア 要緊急対処特定外来生物の拡散を適切に防止でき、実効性のある方法とすること。
- イ 発見された場所に当該輸入品等又は施設を留め置くことが極めて困難な場合においては、要緊急対処特定外来生物の拡散を防止するための十分な措置を行った上で、必要最小限の移動とすること。

3 特定外来生物等が付着等をしている輸入品等若しくは当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の消毒又は当該輸入品等若しくは当該施設の廃棄に係る事項

(1) 消毒又は廃棄の基本的な考え方

本法第 24 条の 2 第 1 項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、特定外来生物等の付着等が確認された輸入品等について、基本的に当該輸入品等の所有者又は管理者が輸入を希望する場合には消毒を命じ、十分に取り除かれた上で通関させる。なお、これに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査は、有識者によって検査対象の生物の同定が実施されている等により本法第 24 条の 2 第 1 項の検査と同等の精度で行われることが確認できるものとする。薬剤への耐性を持つ特定外来生物等が付着等をしている場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しない等の理由により消毒を行うことが有効でない場合には、滅却等の廃棄を命ずる。

また、輸入品等が付着等をした特定外来生物等が当該輸入品等の所在する土地又は施設に拡散して付着等をしている場合には、当該特定外来生物等を導入した責任の所在等を勘案しつつ、拡散や被害の防止に必要な限度で、当該土地又は施設の所有者又は管理者に対し、消毒を命ずる。移動施設であって、薬剤への耐性を持つ特定外来生物等が付着等をしている場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しない等の理由により消毒を行うことが有効でなく、かつ、その他の自主的な措置により特定外来生物等による被害を防止することが困難であり、当該施設の廃棄が特定外来生物等による被害を防止するための効率的かつ効果的な防除手段である場合には、当該施設の廃棄を命ずる。

なお、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、取り除かれたことの確認も容易な特定外来生物等の場合、植物防疫法等の他法令に基づく処分により特定外来生物が十分に取り除かれる場合、自主的に廃棄される場合等には、本法に基づく消毒又は廃棄の命令は行わない。

(2) 命令の手續及び基準

消毒及び廃棄の命令の手續及び基準を定める際には、原則として次の考え方による。

- ア 可能な限り速やかに行うことができ、確実な取り除きができる方法とすること。

イ 消毒の基準については、特定外来生物等の種類ごとに有効な手法を検討し、取り除きが十分に行えるものとする。

ウ 消毒の基準については、「食品衛生法」(昭和 22 年法律第 233 号)、「農薬取締法」(昭和 23 年法律第 82 号)等の関連法令の基準等を勘案すること。

(3) 命令の手順及び基準の設定に係る意見の聴取

ア 生物の性質に関する専門の学識経験者その他の学識経験者からの意見聴取

- ① 生態学、生物学等の生物に関し専門性を有する学識経験者のほか、農薬学、検疫等に関し専門性を有する学識経験者の意見を聴く。
- ② 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング、委員会形式での学識経験者間の意見交換等、対象とする特定外来生物等及び消毒の手法に柔軟に対応できる形式を検討する。
- ③ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集するとともに、輸入業者等の関係者の意見を聴取することを検討する。
- ④ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

イ パブリック・コメント手続

学識経験者の意見を聴いて作成した命令の手続及び基準については、行政手続法に基づく意見提出手続(パブリック・コメント手続)を実施し、提出された意見及び情報を考慮した上で定める。

第6 要緊急対処特定外来生物に係る基本的な事項

1 要緊急対処特定外来生物

(1) 選定に係る考え方

要緊急対処特定外来生物については、通関後も含め、その疑いのある生物が付着等をしている物品等の移動の制限又は禁止や、要緊急対処特定外来生物が付着等をしている物品等の消毒又は廃棄を命ずるといった、社会経済への大きな影響を与える可能性がある強い権限を行使することができる。このため、要緊急対処特定外来生物としては、特定外来生物のうち、こうした影響を考慮した上でもなお、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があると判断できる特定外来生物について、選定する。

(2) 選定の前提

以下のアからエまでのいずれにも該当する特定外来生物を要緊急対処特定外来生物の選定の対象とする。

ア 原則として、我が国の野外で定着が確認されていない、又は分布が局地的である

こと。

イ まん延した場合には、以下の①から③までのいずれかに該当する著しく重大な生態系等に係る被害が生じるおそれがあること。

① 当該生物の毒性の強さや攻撃性の高さから、人に対して死亡や重篤な後遺症に至るなど重大な危害が及ぶ危険性があること。

② 在来の生態系に短期間に甚大な影響を与えるおそれがあること。

③ 農林水産業に係る被害が甚大になるおそれがあること。

ウ まん延した場合には、これまでの通常の生活様式を変えざるを得ないような、多岐にわたる大きな影響を及ぼすなど、単に著しい生態系等に係る被害があるという性質を有するにとどまらない国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

エ 要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等をした物品については移動の制限又は禁止の命令の対象となるとともに、当該生物が付着等をしている物品は消毒又は廃棄の命令の対象となることから、このような措置を行わないと当該生物の拡散を防止できないような、容易に他の物に付着等を行うことにより移動し、拡散しうるとともに、消毒又は廃棄を行わなければ取り除きが難しい生物であること。

(3) 選定に係る意見の聴取

ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

特定外来生物の指定に関して、生物の性質に関する専門の学識経験者から意見を聴く際には、併せて要緊急対処特定外来生物の指定に関する意見を聴く。また、既に特定外来生物に指定されている生物についても、(1) 選定に係る考え方に該当する特定外来生物が存在する際には、要緊急対処特定外来生物の指定に関する意見を聴く。

イ パブリック・コメント手続

要緊急対処特定外来生物の指定に際しても、特定外来生物の選定に係る場合に準じて、パブリック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮して要緊急対処特定外来生物の指定を行う。

2 要緊急対処特定外来生物が存在し、又は付着等をしている蓋然性が高い物品等の検査等に係る基本的な事項

要緊急対処特定外来生物の非意図的な拡散を防ぐために、物品若しくはその容器包装（以下「物品等」という。）若しくは土地若しくは施設の検査、関係者への質問又は必要な最小量の物品の集取（以下この2において「検査等」という。）を行うとともに、要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物の付着等が確認された場合には、確実に導入を防ぐために、当該生物の拡散等による生態系等に係る被害の発生の防止のために必要な限度において、当該物品等若しくは当該施設（移動施設に限る。）の移動の制限又は禁止を命ずるとともに、当該検査又はこれに相当すると認められるものとし

て主務大臣が定める検査の結果、当該生物が要緊急対処特定外来生物であることが確認された場合には、当該物品等若しくは当該土地若しくは施設の消毒又は当該物品等若しくは当該施設の廃棄を命ずる。

なお、物品等の流通に当たっては即時の対応が求められることが多く、また、要緊急対処特定外来生物の逸出を防止する観点からも、検査等、移動の制限及び禁止の命令並びに消毒及び廃棄の命令の手続については速やかに行うように努める。

(1) 要緊急対処特定外来生物が存在し、又は付着等をしている蓋然性が高い物品等又は土地若しくは施設の検査等に係る事項

要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、又は付着等をしていることが確認されている場合、他に要緊急対処特定外来生物の発見事例があり、当該事例の物品等又は土地若しくは施設の近くにあった場合等、要緊急対処特定外来生物が物品等又は土地若しくは施設に存在し、又は付着等をしている蓋然性が高いと認める場合は、特定外来生物被害防止取締官が、当該土地又は施設に立ち入り、当該物品等又は土地若しくは施設の検査等を行う。

なお、本法第 24 条の 5 第 1 項の規定による検査対象に当たるかどうかの情報が不足している場合には、本法第 24 条の 6 の規定による報告徴収を活用すること等により、要緊急対処特定外来生物が付着等をしている危険性が非常に高い経路、品目等、要緊急対処特定外来生物の導入経路に係る情報の収集に努める。

(2) 要緊急対処特定外来生物が存在し、又は付着等をしている物品等又は施設の移動の制限又は禁止に係る事項

要緊急対処特定外来生物が存在し、又は付着等をしている物品等又は施設（移動施設に限る。）の移動の制限又は禁止については、本基本方針の第 5 の 2 に準じて実施する。

(3) 要緊急対処特定外来生物が存在し、若しくは付着等をしている物品等、土地若しくは施設の消毒又は当該物品等若しくは当該施設の廃棄に係る事項

要緊急対処特定外来生物が存在し、若しくは付着等をしている物品等、土地若しくは施設の消毒又は当該物品等若しくは当該施設の廃棄については、本基本方針の第 5 の 3 に準じて実施する。

3 対処指針に係る事項

(1) 対処指針の内容及び策定手続

主務大臣及び国土交通大臣は、要緊急対処特定外来生物が付着等をするおそれがある物品の輸入等に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、要緊急対処特定外来生物が付着等をするおそれがある物品が輸入された港若しくは飛行場を所有し、若しくは管理する事業者、当該物品等を所有し、若しくは管

理する事業者又は当該物品等の経由地若しくは到達地である土地若しくは施設を所有し、若しくは管理する事業者（以下「対象事業者」という。）が執るべき措置に関する事項を整理した対処指針について、事業所管大臣である経済産業大臣その他関係行政機関の長との間で関係部分に係る協議を行った上で定める。当該協議の対象は、本法第 24 条の 7 第 2 項第 2 号に規定する要緊急対処特定外来生物が付着等をするおそれがある物品等を所有し、又は管理する事業者（当該物品等の輸送又は保管の委託を受けた事業者を除く。）が執るべき措置に係る部分である。

また、対処指針の策定に当たっては、パブリック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮する。

対処指針を定める際には、原則として次の考え方による。

ア 要緊急対処特定外来生物の拡散を適切に防止でき、実効性のある方法とすること。

イ 対象事業者が遵守すべき事項に加え、実施することが望ましい事項についても記載し、優良事例の形成を促すこと。

（２）対処指針に係る措置

主務大臣及び国土交通大臣は、物品の輸入等に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために特に必要があると認めるときは、対処指針に定める事項について、対象事業者に対し、報告を求め、又は指導若しくは助言を行う。特に必要があると認めるときとは、現に要緊急対処特定外来生物が発見され、その経由地等における指針の遵守状況を迅速に確認する必要があるときや、要緊急特定外来生物の存在の可能性がある場所で拡散を助長する行為又は不作為のおそれがあり、これにより被害を生じる蓋然性が認められるときなどを想定している。

また、指導又は助言をした場合において、対象事業者がなお対処指針に定める事項を実施していないと認めるときは、当該対象事業者に対し、対処指針に定める事項を実施するよう勧告を行う。

さらに、勧告を受けた対象事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずる。

第 7 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

1 未判定外来生物

（１）選定に係る考え方

未判定外来生物については、特定外来生物のように被害事例の報告又は被害を及ぼすおそれの指摘はなされていないものの、ある特定外来生物と似た生態的特性を有しており、その特定外来生物と同様の生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物について、原則として当該特定外来生物が属する属の範囲内で、種を単位とし、必要に応じて属、科等一定の生物分類群を単位として選定する。また、特定外来生物が交雑することにより生じた生物が海外に存在するとの情報が得

られた場合には、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがないとする科学的知見があるものを除き、原則として、未判定外来生物に選定する。

(2) 選定の前提

ア 原則として、我が国の野外で定着している、又は現在我が国に輸入されている外来生物は未判定外来生物の選定の対象としない。

イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種の同定が可能な生物分類群を未判定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

ウ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律や植物防疫法など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入の禁止、飼養等の禁止その他の規制がなされていると認められる外来生物については、未判定外来生物の選定の対象としない。

エ 生態系等に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物が我が国に導入されることを未然に防止するという予防的観点から積極的に選定するように努める。

(3) 選定に係る意見の聴取

ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

特定外来生物の指定に関して、生物の性質に関する専門の学識経験者から意見を聴く際には、併せて未判定外来生物の指定に関する意見を聴く。

イ パブリック・コメント手続

未判定外来生物の指定に際しても、特定外来生物の選定に係る場合に準じて、パブリック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮して未判定外来生物の指定を行う。

ウ WTO通報手続

未判定外来生物の指定に当たっては、WTO・衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に整合するよう、WTO加盟国への通報手続を行い、未判定外来生物の指定を的確に進める。

(4) 判定に係る届出事項の内容

未判定外来生物を輸入しようとする者又は未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者に対しては、当該未判定外来生物の正式学名、入手国（入手地、輸出国等）、生態的特性等に関する情報を主務大臣に届け出させる。

当該未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かの判定は主務大臣が行うものであり、当該おそれがあるか否かについて輸入しようとする者等に情報提供の義務は課さないが、自主的な情報の提供は受ける。

(5) 判定の手続

届出があった場合は、本基本方針の第2の2から4までの考え方に沿って、予防的な観点を踏まえつつ、最新の科学的知見を用いて適正に判定する。その際、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努める。

(6) その他

届出の行われない未判定外来生物についても、国は科学的知見を充実させ、被害を及ぼすか否かの判定を順次行うよう努める。

2 種類名証明書の添付を要しない生物

(1) 選定に係る考え方

特定外来生物等に該当しないことを外見から容易に判別することができる生物は、種類名証明書の添付を要しない。そのような生物としては、外来生物であるか在来生物であるかを問わず、原則として特定外来生物が属する属以外の生物を選定し、また、必要に応じ特定外来生物が属する属の中の生物からも選定する。この選定に当たっては、税関等での水際規制の実効性を高めるために、「関税定率法」(明治43年法律第54号)に基づく関税率表等の区分の採用が合理的である場合は、当該区分の活用を図る。

特定外来生物、未判定外来生物及び証明書添付不要生物の選定は、同時に、かつ、相互調整しつつ行う。

さらに、学識経験者の協力を得て、関係府省が連携し、外来生物の種類名同定のためのデータベースの構築、識別マニュアルの整備等を行うことにより、税関等における審査の円滑化を図るよう努める。

(2) 証明書の発行

種類名証明書の発行について、外国の政府機関の協力を得るよう努めるとともに、他の法令又は各種条約に基づき発行される既存の証明書類又は政府機関と同等の知見と公平さを有する組織が発行する証明書類を本法で認める証明書として活用し、輸入者の負担が過度に増加しないよう配慮する。

また、外国において証明書を発行できない場合には、主務大臣の指定する国内の機関が種類名証明書を発行する体制を整備するよう努める。

3 科学的知見の充実

外来生物の対応施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物の特性及び導入により影響を受ける生態系に関する科学的知見の充実が重要である。このため、関係府省、地方公共団体、学識経験者、民間団体等と連携し、外来生物の分布情報等を収集して幅広く提供するとともに、生態的特性に関する調査の実施、外来生物による被害を評価する技術、外来生物を簡易的に判別する技術及び防除手法の技術の開発など施策推進に必要な各分野の調査研究を実用可能性に留意しつつ推進し、効果的・

効率的な防除への活用を図る。また、地方公共団体、民間団体等が各地域で知見の集積及び調査研究を進めることも重要であり、国はそのような取組を促進する。

調査研究に際しては、国内においてだけでなく、外来生物問題が国際的な野生生物の移動に起因することを踏まえ、外国政府機関、海外の専門家及び民間団体との情報交換を進め、科学的知見をより一層充実させるため取り組む。

外来生物対策には、早期発見及び早期対応が重要であることから、平素から監視に努めるとともに、被害の発生を初期の段階で発見し、迅速に対応できるよう情報収集のための監視体制を専門家を含む地域の協力を得て構築していくことが必要である。

4 国際協力の推進

特定外来生物に対して、当該特定外来生物が生息又は生育をしている国において、我が国に導入されないような措置を講ずることが、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために極めて有効である。

特に、国外から貨物に付着等を行うことにより非意図的に我が国に導入される特定外来生物に対して、国内に導入されてから対応するよりも我が国への導入自体を防ぐ方が被害防止のためにはより確実な手段である。このため、特定外来生物が付着等を行う貨物の輸出国において付着等を防止する措置を講ずることも重要である。

また、我が国の在来種が世界各地に意図的・非意図的に導入され、海外で侵略的外来種として問題を引き起こしている事例もあることから、我が国に導入されるものだけでなく、国内から出ていくものに対しても責任と配慮が必要である。

このような取組を行うため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関して、他国との連携協力が不可欠となることから、国が各国との国際協力の推進を率先して進めるよう努める。

5 国民の知識と理解の増進

外来生物対策を円滑に進めるためには、国民各層の外来生物に係る知識や理解と協力が不可欠である。このため、あらゆる機会や様々な方法を活用して、特に、地域固有の生態系を保全する重要性とともに、新たな外来生物による生態系等に係る被害の未然の防止、生態系等に係る被害を及ぼしている外来生物の防除等の対策の必要性のほか、規制や防除の対象となる特定外来生物や外来生物の適切な取扱い等について、国民に対し普及啓発を図る。また、外来生物を取り扱う事業者等の各関係者に対しては、法律の仕組みや具体的に取り組むべき措置を明らかにしていくなどにより、より効果的な普及啓発を進める。

さらに、学校教育、社会教育その他の多様な場で行われる環境教育において、外来生物対策に係る基本的な理解を高めるための学習機会の提供などを行うとともに、動植物園、水族館、博物館などの各種教育・研究機関との連携を推進し、国民の知識と理解の増進に取り組む。

また、地域における自然環境や外来生物の生息・生育等の状況、地域の実情に応じ

た各種教育や普及啓発に取り組むことが効果的であることから、地方公共団体においては、国が実施する施策と相まった国民の知識と理解の増進に取り組むよう努める。

外来生物と同様にその地域の生態系に被害を及ぼすおそれがある国内由来の外来種等を取り巻く課題も重要であることから、こうした取組を進める際には、外来種全体の課題として普及啓発を行うことにより、総合的な外来種対策を推進する。

6 その他

(1) 非意図的に導入される特定外来生物への対応の考え方

輸入通関時の輸入品等の検査等で発見される場合を除き、特定外来生物が人体や物資に付着あるいは物資に混入をするなどして、輸入、飼養等その他の取扱いの意図なく導入される可能性があり、これらによる生態系等に係る被害が生じるおそれがあれば防除等の対応が必要である。このため、主要な空港及び港湾周辺において、新たに野外に定着した特定外来生物を把握するための定期的なモニタリングを推進する。あわせて、特定外来生物の付着等が確認された輸入品等の生産地、輸出国、品目等の傾向、付着等の危険性が非常に高い輸入品等の生産及び流通等の状況並びに海外における特定外来生物の分布状況を調査することにより、特定外来生物の非意図的な導入の経路及び定着状況の把握に努める。また、被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、必要に応じ、関係者の協力を得て、非意図的な導入を軽減し、又は防止する措置等を実施するほか、防除等の措置を講ずる。

なお、バラスト水に含まれる生物の移動に関しては、船舶バラスト水規制管理条約に基づく規制が本法とは別に対応されており、本法で対象とするものではないが、海域において特定外来生物の存在が確認された場合には、本基本方針の考え方にに基づき、必要に応じて防除等の措置を検討する。

(2) 動物の取扱いに係る考え方

特定外来生物に指定された動物について、輸入、飼養等その他の取扱い又は防除を行う際には、それが命あるものであることにかんがみ、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)の考え方に沿った適切な方法により個体の取扱いを行うよう留意する。

(3) 経過措置の考え方

特定外来生物が指定された際、既に当該特定外来生物の飼養等をしている者について、当該飼養等を継続するための諸手続に関し、必要に応じ経過措置を設ける。